

衆議院議員
野田聖子 様

重度障害者・生涯学習ネットワーク
代表 飯野順子

学校卒業後における生涯学習の充実に関する要望書

重度障害者・生涯学習ネットワーク(以下、当会)は、人工呼吸器等濃厚な医療を必要とする重症心身障害、進行性筋疾患・神経疾患、ガンのターミナルにある者(以下、重度医療的ケア者)の居宅等に学習支援員を派遣して、生涯学習の支援を行っている法人等による任意団体です。

この度、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」第10条第3項において、「国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、それらの者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする」とされました。これを受けて、重度医療的ケア者の生涯学習の実現に向けて要望いたします。

【要望事項】

1. 生活介護事業において通所が困難な重度医療的ケア者対象の居宅訪問型生涯学習支援を制度化してください。
2. 重度医療的ケア者の利用する入所施設「療養介護事業所」における療育活動、通所施設「生活介護事業所」における日中活動において生涯学習を視点とする活動の充実のために、障害福祉サービス等報酬において評価にもとづく加算等の創設をお願いします。

【要望の説明】

1. 居宅訪問型生涯学習の制度化

病気や重い障害があっても単に看護や介護を受けて日々を過ごすのではなく、自己実現に向けて主体的に人生を楽しむことを望んでいます。

現在、生活介護事業所では、障害の重度化などにより通所できなくなると退所を余儀なくされます。また、重度医療的ケア者の通所を受け入れる生活介護事業所が地域に無いために、学校卒業後は完全在宅生活の者もいます。当会は、そうした在宅生活を送る重度医療的ケア者の居宅訪問型生涯学習支援に取り組む法人等で構成しています。この支援は、元特別支援学校の教員によるボランティアな法定外活動、障害福祉サービスの重度訪問介護や就労継続支援 B 型の活用など法定事業を工夫して取り組んでいます。しかし、根拠となる制度が必要です。

通所困難な重度医療的ケア者の生涯学習を、生活介護事業所における支援の1形態として制度化してください。なお、こうした考えは特別支援学校の教育の1形態として制度化されている訪問教育を参考にしています。

2. 学校卒業後の生活において生涯学習の観点での活動支援に対する評価と報酬

入所施設、通所施設では看護や介護の他に療育活動・日中活動が行われています。入所施設においては「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提」に見者一貫による施設運営が認められました(平成29年3月8日の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)。しかし、現状ではそうした活動の充実には課題があります。

日中活動等の充実に向けた方策としては、例えば生涯学習の視点を取り入れ、音楽、芸術、ICT 機器の支援など外部人材の活用を図るなどして学校教育から続く活動の充実を行った場合、障害福祉サービス等報酬の中で評価し、報酬につなげるなどが考えられます。



訪問カレッジ@希林館「訪問カレッジ文化フェスタ」